会議記録

会議名称	令和元年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	令和元年 10 月 24 日 (木) 午後 3 時 00 分~午後 4 時 29 分
場所	区役所西棟第6会議室
出席者	委員 磯、河合、白井、杉山、高橋、直井、長谷川、樋口、堀川(代理: 貴山)、堀越(代理:藤本)、山川(代理:野澤) 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿(平成31年4月1日付) 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱資料3 杉並区における移動困難者の状況 資料4 登録更新団体資料 ①特定非営利活動法人 ポプラの会 ②特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 ③特定非営利活動法人 杉並移送サービス ④社会福祉法人 サンフレンズ 資料5 30年度福祉有償運送活動実績
会議次第	1 開会 2 保健福祉部長挨拶 3 委員・事務局紹介(自己紹介) 4 会長互選・副会長指名 5 議題 (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について ・杉並区における移動困難者の状況について ・平成30年度 福祉有償運送活動状況報告 (2) 福祉有僕運送事業者登録更新協議について (特定非営利活動法人 ポプラの会) ・事業者概要 ・補足説明・質疑応答 (3) 福祉有償運送事業者登録更新協議について (特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並) ・事業者概要 ・補足説明・質疑応答 (4) 福祉有償運送事業者登録更新協議について (特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並)

- ・事業者概要
- 補足説明 質疑応答
- (5)福祉有償運送事業者登録更新協議について (社会福祉法人 サンフレンズ)
 - 事業者概要
 - 補足説明 質疑応答
- 6 その他
- 7 閉会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度第1回杉並区福祉有償運 送運営協議会を開催いたします。

本日は、昼間のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 私は、事務局の保健福祉部管理課保健福祉支援担当の吉田でございます。議長選任ま で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、 委員の皆様には、事前に今回の任期、平成31年4月から令和3年3月までの就任依頼の 通知をご送付させていただいております。委員就任のご回答もいただいておりますの で、どうぞよろしくお願いいたします。では、まず、資料の確認をさせていただきま す。席上に本日の次第。それから、平成30年度福祉有償運送の活動状況報告、資料5。 また、事前に送らせていただいている資料が、今期の委員名簿と要綱、杉並区における る移動困難者の状況、資料3。更新4団体の資料、資料4-①から④となります。委員名 簿ですが、差しかえということで、本日、席上に配らせていただいております。それ から、杉並区障害者団体連合会が中心になって作成いたしました「杉並区で見つけた 良かったことやモノ」、こちらも席上に配付させていただきました。ご確認をいただ ければと思います。

- ○事務局 本日は、森永委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、定足数は足りておりますので、本会は成立しております。それでは、開会に当たり、保健福祉部長の森より、一言ご挨拶を申し上げます。
- ○保健福祉部長 皆様、改めまして、保健福祉部長の森でございます。どうぞよろしく お願いいたします。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 また、当協議会の委員にご就任、ご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。 こちらの福祉有償運送運営協議会は、平成17年に設置され、今年で14年目になる会議 体、協議会でございます。福祉有償運送の適正な運営の確保を図るということで、重 要な役割を持った地域の協議会でございます。高齢化社会の進展に伴いまして、高齢 者の増加というのがますます今後予想されていくわけですけれども、そうした中、移 動困難者の増加もあわせて予想されるところでございます。公共交通機関での外出が 難しい区民の日常生活を、また、社会参加をサポートするという意味におきまして、 民間のタクシー事業者の皆様、介護事業者の皆様、それに合わせて、福祉有償運送に 係る移動サービスという部分につきましても、均衡が取れた形で、また、適正な運営 のもと、一定の役割を果たしていただく必要があると区は考えているところでござい ます。こうした中、本日につきましては、区内福祉有償運送団体9団体の内の4団体 について、更新という重要な議題が行われますので、皆様方のお力をお借りして、取 り組んでまいりたいと思っております。今後とも、この協議会が円滑に運営できます よう、皆様のご協力をお願いして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。
- ○事務局 続きまして、国土交通省の委員の方も代わられ、今年度4月の異動で区から 出席している委員も代わっております。本日は、代理の方のご出席もいらっしゃいま す。一言ずつ、自己紹介という形でお願いしたいと思います。
- ○委員 本年4月に保健福祉部管理課長になりました白井と申します。どうぞよろしく お願いいたします。
- ○委員 都市整備部管理課で、交通企画担当係長をしております野澤と申します。本来 でありましたら、交通施策担当課長の山川が出席するところですが、代理で出席さ せていただいております。よろしくお願いします。

- ○委員 保健福祉部高齢者施策課長代理の貴山と申します。よろしくお願いいたします。本来でしたら、堀川が出席するところでしたが、代理で出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○委員 障害者施策課長の河合と申します。昨年度に引き続いてということで、よろしくお願いいたします。
- ○委員 宇都宮大学教育学部の教員をしております長谷川と申します。よろしくお願いします。
- ○委員 東京運輸支局輸送担当の藤本と申します。4月に柳瀬から堀越にかわっておるんですが、本日は生憎所用により欠席させていただいておりまして、私が代理とさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○委員 杉並交通の杉山と申します。よろしくお願いします。
- ○委員 キャピタルオートの磯と申します。引き続きよろしくお願いいたします。
- ○委員 全自交の直井と申します。よろしくお願いいたします。
- ○委員 特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の樋口と申します。よろしくお願いいたします。
- ○委員 障害者団体連合会の高橋です。よろしくお願いします。
- ○事務局 どうもありがとうございました。引き続きまして、新任期でございますので、改めて会長の選出を行いたいと思います。運営協議会の設置要綱第4条2項で、会長は委員の中から互選をすることになっておりますので、皆様の中から立候補、あるいは推薦のご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- ○委員 引き続き長谷川先生にお願いしたいと思います。
- ○事務局 ありがとうございます。長谷川先生、いかがでしょうか。
- ○委員 よろしくお願いします。
- ○事務局 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。 長谷川先生、会長席のほうへご移動をよろしくお願いいたします。
- ○事務局 続きまして、副会長の選任をいたします。副会長は設置要綱第4条4項で、 会長が指名することになっております。会長からどなたご指名をいただけますで しょうか。
- ○長谷川会長 副会長は、保健福祉部管理課長の白井委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。
- ○事務局 では、白井委員、よろしくお願いいたします。

- ○事務局 それでは、会長、副会長に一言ずつご挨拶をいただきまして、会長に議事を お願いしたいと思います。
- ○会長 改めまして、皆様、こんにちは。また会長をさせていただくことになりました長谷川と申します。着座にて挨拶させていただきます。先ほどお話の中で、14年前からということでしたので、多分、私が委員で入ったのは、12年ぐらい前からかと思いますが、委員の皆様の中には、協議会当初から委員をされている方もいらっしゃるかと思います。この間、大きな事故もなく、杉並区の福祉有償運送が運営できているのは、ひとえに皆様の熱心なご協議のおかげだと思っております。今回は、更新の団体が多いようですけれども、23区でも杉並区、特に福祉有償運送、それからタクシーも含めた移動の支援というのを本当に熱心にされている区だと思いますので、今後もますます発展していけるように、皆様の協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
- ○副会長 改めまして、保健福祉部管理課長の白井と申します。 私は、先ほど申し上げました通り、4月に着任したばかりで、まだこの事業のことも 勉強している最中です。高齢者の方、また、障害者の方の社会参加の一助になれば という思いで、長谷川会長をお支えして、この会が円滑に進むよう努めてまいりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局 申し訳ございませんが、森部長は、この後、所用がございまして、ここで退席させていただきます。
- ○保健福祉部長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。
- ○会長 それでは、議事に沿って進めさせていただきたいと思います。 議題の1、杉並区の福祉有償運送の必要性についてということで、福祉有償運送の協議を行う上で、自治体内の必要性について確認することになっておりますので、事務局から説明をよろしくお願いします。
- ○事務局 お手元にございます資料3をご覧ください。平成30年度の移動困難者の状況 をまとめたものになります。1の表の通り、要介護認定及び障害認定をもとに推計を 行いました。福祉車両を必要とする方とセダン車でも可能という方の推計値は、合 計で総人口に占める割合の部分の通り、平成29年度、平成28年度と比較すると、ほ ぼ横ばい傾向にあると推察されます。また、移動サービスの供給量の推計につきま しては、裏面に表がございまして、区内の移動サービスの供給量の内訳、表の中で は、総供給量に占める割合になりますが、福祉車両、車椅子とストレッチャーを中 心とした個別輸送が13.4%、福祉有償運送14.9%、福祉タクシー券を利用した輸送、 一般タクシーや福祉限定タクシーは71.7%となっております。供給量の7割近くが福 祉タクシー券の利用を占めており、残りの3割を個別輸送と福祉有償運送が担ってお ります。福祉有償運送の供給量は、この3年、減少傾向ではありますが、その要因は 福祉タクシー券の利用が伸びているためであり、総供給量は増加しています。また、 移動サービスの年間利用の推計につきましては、下記の表の通り、移動困難者一人 当たりの移動サービスの年間利用回数、平成30年度は6.5回、1回の外出には通常往 復となりますので、サービスを利用しての外出はおおよそ3回と推測されます。今後 も増加が見込まれる移動困難者の外出機会を増やすためには、民間タクシー事業者 や介護事業者等を合わせ、福祉有償運送によるサービスの供給が今後も必要になっ ていくかと思われます。資料3の説明は以上でございます。

- ○事務局 資料5につきまして、一覧になっております福祉有償運送の活動状況をご覧になっていただければと思います。おでかけサービス杉並、杉並移送サービス、福祉送迎サービス・杉並、杉並ポプラの会、一期の会とございます。それから、社会福祉法人が杉樹会といたるセンター、サンフレンズということになっております。登録会員、それから、移動制約者等の内訳等は、記載のとおりでございます。それから、運転協力員の状況につきましても、各団体、記載のとおりになっております。稼働日数につきましても、1年間通じて活動していただいております。 それから、運送回数につきましても、記載のとおりでございます。このような数値ということで、この数値がここ二、三年継続したような実績になっております。杉並の福祉有償運送の活動状況は、以上の通りになっております。
- ○会長 ありがとうございました。ただいま事務局より福祉有償の必要性について、また、活動状況について報告がありました。何かご意見、質問などありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。特に前年度と特別に変わった状況はないというお話でしたけれども、よろしいでしょうか。
- ○会長 特にないようでしたら、協議会として福祉有償運送の必要性について確認した ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは、 議題の2ですね。更新の協議ですけれども、本日は4団体を予定しております。 まず、 1団体目、特定非営利活動法人ポプラの会について、資料に沿って、まず、事務局か ら説明をお願いしたいと思います。ポプラの会の方。
- ○ポプラの会 杉並ポプラの会の濱中と申します。今日はよろしくお願いいたします。
- ○事務局 では、更新1団体目の概要説明をいたします。資料4-①をご覧ください。団 体名が、特定非営利活動法人杉並ポプラの会。所在地と代表者は記載の通りです。添 付資料がAとBとC、団体要件確認表の次のページから、右上にアルファベットで書 いてありますので、そちらの3種類の資料が添付資料となっております。 登録会員は、9月30日現在で46人。そちらの内訳は、添付資料のDをご覧ください。 福祉車両は2台。セダン型車両は1台お持ちです。そちらの概要につきましては、Eの 添付資料をご覧ください。運転者は運転協力員が3名おりまして、そちらの方々の氏 名等はFの資料をご覧ください。なお、車検証や任意保険証は事務局で確認済みです。 運転協力員は3名おります。損害賠償措置がとられているかどうかにつきましては、 事務局が任意保険証を確認しております。運送の対価につきましては、こちら記載の 通りとなっておりまして、ポプラの会は、運賃の改定はなさらないということですの で、この料金のまま、今後も継続して行われるということです。運行管理体制につき ましては、G、H、Iの資料をご覧ください。法令遵守については、Jの宣誓書の通 りです。収支状況はKの表面が決算書、裏面が本年度の予算書となっております。活 動実績はLの通りでございます。一番最後の部分に料金の変更はございませんが、早 見表がついておりますので、ご確認ください。事務局からは以上です。
- ○会長 ありがとうございました。団体から何か補足で説明等ございましたら、お願いします。団体から何かありますか。
- ○ポプラの会 私ども、設立してから5年経過しまして、質の高いサービスとは何かということを実現するために努力してきたつもりです。ただ、運転員の人数も少ないですし、トリップ数も2,000トリップを切る状態でいますので、それに、さらに今後

の事業の継続ですね。私どももサービスを提供する側から利用する側に移っていく という段階になってきますので、どうやって続けていくのかということを、更新して2年、この間に考えてまいりたいというふうに思っております。

- ○会長 ありがとうございました。そうしましたら、杉並ポプラの会について、 何か ご質問、それから、ご意見ありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。
- ○委員 よろしいですか。7番の運送の対価で、軽介助料15分250円というのが、この 表はそうなっているんですが。
- ○ポプラの会 そうですね。軽介助料15分250円です。以後15分ごとに250円です。
- ○会長 他にはいかがでしょうか。
- ○委員 添付資料のDのところで、意見ではなくて、参考に聞きたいんですけれども、 旅客の範囲の名簿がありまして、右下、その他の中に肢体不自由者の方が4名と、そ の他1名とあるんですが、これはどのような方なのか、参考までに教えていただけま すでしょうか。
- ○ポプラの会 その他の方は、愛の手帳をお持ちの方と、それから、介護認定は受けていないんですけれども、手術で一時的に歩けない。それから、あと、若い方で、これは9月だったかな。10月だったかな。そういった方が含まれております。
- ○委員 そうすると、病院利用とかが多くなるんですかね、こういった方々は。
- ○ポプラの会 そうですね。
- ○委員 先ほどの発言というか話の中で、あと2年で考えていくというような話の中には、やめるというようなことも含めてということなんですか。
- ○ポプラの会 運転員が70を超えておりますので、あと何年できるかということもあるわけですね。あと、運転員として新しく受け入れていくということは可能だと思いますが、会の運営、運行計画の責任者、そういったところは、今まで基本的にボランティアという形でやってきましたので、それでやろうという人がなかなか見つからないということがあります。そうすると、ある程度、給料も払えるようなものを作っていかないと、サービスの継続って難しいのかなと、思っているところです。ですから、お給料を払うということは赤字にもなるわけですし、運営が難しい。ですから、ある程度の規模を実現しなければいけないとか、いろいろな課題があると思うんですけれども、あと2年の中でそういうことができるかどうかということを心配しながら、ただ、現に使われている方のサービスは中断してはいけないということで、何とかやっていきたいと思っております。
- ○会長 ありがとうございました。
- ○委員 冒頭にありました活動状況、昨年の活動状況によると、協力員の方が6名という形で、今回は3名という形になっているので、その辺、減ってしまったという状況なんでしょうか。

- ○ポプラの会 やっぱり病気でもって運転ができなくなる。そういうケースが多いということで、登録だけしていてもいけないので、実際に活動している人だけを残すということで、そういう結果になっています。
- ○会長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。有償運送協議会で協議 する内容ではないんですけれども、有償運送以外の事業のほうは続けられそうですか ね。そっちもやっぱり厳しい。
- ○ポプラの会細々と続けておりますけれども。
- ○会長 わかりました。他には特にないようでしたら、協議が調ったということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。続きまして、NPO法人おでかけサービス杉並の協議に移りたいと思います。この協議だけ委員は離れていただいて、オブザーバーで参加していただきたいと思います。 (おでかけサービス杉並関係者、オブザーバー席に移動)
- ○会長 それでは、おでかけサービス杉並につきまして、まず、事務局のほうから概要 の説明をお願いいたします。
- ○事務局 では、資料4-②をご覧ください。団体名がNPO法人おでかけサービス杉並。所在地、代表者は記載のとおりです。添付資料はA、B、Cの3点です。登録会員は、8月31日現在、243名で、内訳は資料Dのとおりです。福祉車両は6台。セダン型車両は9台お持ちで、Eの資料をご確認ください。運転者は、運転協力員が16名。うち第二種免許をお持ちの方が3名いらっしゃいます。そちらの方々については、Fの資料をご覧ください。損害賠償措置につきましては、事務局で任意保険証を確認済みです。運送の対価は、現在、こちらの記載の料金ですが、今回、運賃改定を希望されており、そちらの詳しい資料につきましては、この4-②の資料の一番後ろの部分についておりますので、表の資料と比較いただければと思います。運行管理体制につきましては、資料のG、H、Iをご覧ください。法令遵守については、Jの資料をご覧ください。収支状況につきましては、Kの資料の表面が決算書になっておりまして、裏面が本年度の予算書になっております。活動状況は、過去3年分を提出していただいておりまして、Lの資料の通りです。事務局からは以上となります。
- ○会長 ありがとうございます。では、団体から何か補足で説明が ありましたら、よ ろしくお願いします。
- ○おでかけサービス杉並 特段はございませんが、私ども、2005年の3月から事業を始めておりまして、14年でしょうか、経過してきておりますが、この間、皆様方のご協力もいただきながら、順調に推移しているかと思います。今回は、消費税の値上げに関連して、料金の改定もあわせてご審議いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
- ○会長 ありがとうございます。それでは、今、説明がありましたおでかけサービス杉 並について、質問やご意見がありましたら、出していただきたいと思います。いかが でしょうか。

- ○委員 運賃と料金が1円台がよくあるんですけど、これはその場で精算するんじゃなくて、1カ月まとめるんですか。そうじゃないと、1円台ですもんね。
- ○おでかけサービス杉並はい。その通りでございます。
- ○委員 そうなんですか。1円台、支障はないんですね。じゃあ、後で1カ月分の請求で ということで。
- ○おでかけサービス杉並 大丈夫です。ずっとこれでやってきております。
- ○委員 そうですか。わかりました。
- ○会長 料金改定は来年の4月からということでしたね。
- ○おでかけサービス杉並はい。
- ○会長 他にはいかがでしょうか。
- ○委員 運転手の確保はどうやっているのか。
- ○おでかけサービス杉並 杉並区のすぎなみ地域大学とか、あと、運転協力員の方のお 知り合いとか、そういったところから一応、登録していただいています。
- ○委員 高齢化は大丈夫なの。
- ○おでかけサービス杉並 長く協力員をしてくださっている方はもう70代をちょっと超えていますけれども、なるべく最初に入っていただく時点では60代の方を入れていくようにしています。
- ○委員 もう一ついいですか。タクシー業界でもジャパンタクシーというバリアフリーのUD車が出てきていますよね。そういうことで、何というんでしょうかね。UD車に需要と供給がもっと増えていくはずなんですね。2万8,000台のうち1万台は、小池都知事の支援、補助があってということで、もうほぼその車にいずれ変わっていくんですけども、今の輸送の数だとか需要、そういうのは、どういうふうにこれから先、考えていくんですか。
- ○おでかけサービス杉並 確かにそういう流れというものは確実に変化も出てくるかと思いますけども、現在のところでは、UDタクシーでもなかなか車椅子の方が、それこそ手を挙げて乗れるというような状況には少しまだ時間もかかるかと思っておりまして、また、私どもとしては、やはり会員制の組織の中で、団体への信頼、運行員の安全運転というようなことを追及して、会員の方との関係も作りながらやっていきたいと思っております。また、その部分につきましては、本当に福祉有償運送と介護タクシー、一般タクシーとのまたある意味のすみ分けも図りながらやっていかれたらと思っております。なかなか私どもとしてもまだ現在の流れに十分に把握と対処というところまでは行っていないと思っておりますけど。
- ○委員 もう一ついいですか。福祉有償と関係ないかもしれません。10月30日に、障害者団体が日本全国で、東京がメーンなんでしょうけど、100台、100人というふうに

聞いていますけども、車椅子の方たちが出てきて、実際にジャパンタクシーが有効に機能しているのかとか、乗せおろしに何分かかるのかとか、何人拒否されたのかとか、そういうアンケートを10月30日にやるんだそうです。区内団体もそれに参加をされるんですか。

- ○委員 参加しないですね。UDタクシー、秋山哲男先生がいたころにUDタクシーになって、車椅子の人でも乗りやすくなるんだよという話が出されたけれども、現実のUDタクシーに乗ろうとすると、後ろからスロープを出してきて、横のあれを組み立てて、それから、横にくっつけて。現実には、10分、15分、道路で他の車を止めてやるという感じでは、10月30日に100人が乗ってみて、何%拒否されるのか、乗れるのかというのをやるという話があったんですけど、少なくとも杉並であれに乗ろうとしても、ほとんど車椅子どころか、何だっけ、杖をついている人でも拒否されているときがあるという話を聞いているので、10月30日、みんなと一緒にやろうかという気にはならないですよね。UDタクシーの仕様を変えたほうがいいんじゃないかと思います。
- ○委員 トヨタさんも、いろいろメーカーも試作というか、今、あの形で出ていますけど、これからも改良していくんだということで、我々業者はあの車に全部なっていくはずなんですね。集約されていくんだと思います。ちょっと話がそれてすみませんでした。
- ○委員 参考ですけど、Iの活動実績で、28年度、29年度、30年度とありますが、運送人員とかも年々ふえて、28年度だと5,036人が5,700に増えたり、運送回数も4,859から5,453ということで増えているんですけど、ただ、運送の対価が30年度、前年度が773万が616万というふうに、何か傾向とかあるんですか。
- ○おでかけサービス杉並 すみません、運送の対価と、その他の対価の分類するところ をちょっと変えたので、合計したら、上がってきていると思います。
- ○会長 これは迎車料。
- ○おでかけサービス杉並 そうです。迎車料が対価のほうに入れ込んでしまっていたので。
- ○会長 それでは、おでかけサービス杉並の協議は調ったということにさせていただきます。ありがとうございました。
- ○おでかけサービス杉並ありがとうございました。
- ○会長 それでは、次に、NPO法人杉並移送サービスの協議に入りたいと思います。 では、団体の方、よろしくお願いします。では、まず事務局のほうから資料の説明 をお願いいたします。
- ○事務局 では、概要説明いたします。資料4-③をご覧ください。団体名が特定非営 利活動法人杉並移送サービス。所在地、代表者は記載の通りです。添付資料はA、B、Cの3種類ございます。1点、Aの裏面の部分に記載漏れがありましたので、追 記をしていただければと思います。7番の輸送しようとする旅客の範囲の部分で丸が

ついていなかったので、イロハニ全てに丸をつけていただければと思います。登録会員は9月30日現在、258名。添付資料はDで、そちらに内訳が書いてございます。福祉車両が8台。セダン型車両が12台お持ちで、Eの自動車登録簿に詳細が載ってございます。運転者は、運転協力員が19名おりまして、そのうち3名が第二種免許を所持しております。そちらの方々の内訳は、Fの資料になります。損害賠償措置につきましては、事務局で任意保険証を確認済みです。運送の対価、現在こちらの料金でやっておられますけれども、移送サービスは、今回、運賃改定を希望されておりまして、こちらの資料の最後の部分についておりますので、比較してご確認をいただければと思います。1点、申し訳ございません、修正がございまして、料金確認表の部分で、1キロごとの追加料金が150円となっておりますが、154円の誤りでしたので、こちら修正をお願いいたします。運行管理体制ですが、こちらは資料のG、H、Iの3種類です。法令遵守については、Jの資料。収支状況については、Kの表面が決算書になっておりまして、1枚目が決算書になっており、2枚目が本年度の予算書となっております。活動状況は、移送サービスも3年間分載せてくださっておりますので、こちらのLの資料の通りです。事務局からは以上です。

- ○会長 ありがとうございました。団体から何か補足の説明とかありましたら、よろしくお願いします。
- ○杉並移送サービス 若宮でございます。2008年に会社を 立ち上げまして、最初の運営協議会を確か2009年の1月にやっていただきまして、今日が既にもう5回目の運営協議会になりました。その間、いろいろなことがありまして、私も11年、その時から年を取っておりまして、当時はかなりまだ突っ張っている時代でございまして、大分、人間的にも少しはできてきたかなという風に考えております。お客さんも11年経つと、当時、最初のお客様は昨年度でついにゼロ。全員お客様が入れかわったという状況でございます。各団体とも同じだと思うんですけども、運転員さん、協力運転員さんの不足というのがかなり問題になっておりまして、私ども運転協力員数自体も下がるとともに、また、一人当たりの活動量というのかな、これもやはり大分減っているという関係で、ここ3年は運行数を減らしておりますが、今の状況であれば、このまま活動も可能かなと。それから、新しいいわゆる60才以下の運転協力員というのも入ってまいりまして、何とか私の後継も見つけることができたなというふうに今、感じております。いずれにしましても、このサービスは、本当に数も質も大事なものでございますので、ぜひ、またご検討の上、更新のほど、よろしくお願いいたします。
- ○会長 ありがとうございました。当初からの方は、みんな一緒に年をとっているということになるかなと思うんですけど。今、説明がありました杉並移送サービスにつきまして、何か質問やご意見ございますでしょうか。
- ○委員 それじゃあ、いいですか。ご利用案内って後ろのほうについているので、2キロ360円となっているんですけど、他は大体1キロ、私たちも1キロというので。それは2キロなんですかと。
- ○杉並移送サービス 申し訳ないです。今回、料金の改定を申請しているんですが、たまたま前回、タクシー料金が410円になったときに、我々も改定しなくちゃいけないということで、改定をしたんですね。ところが、その場で関東運輸局の方から福祉のほうは別に1キロ料金は設定しなくてもいいよというお話がございまして、そのときは既にもう申請しちゃっていましたので、ただ、実際やってみましたら、1キロというのはほとんどございません。それで、やはりその1キロのために、例えば5キロ、

6キロ先のお客様のところに伺って、1キロやってまた帰ってくる。非常にやはり時間のロスというか、私ども、一人当たりの運行数が非常に多いものですから、少しでもその車、ドライバーを生かしたいなと思いましたので、できれば2キロからの設定にしていただきたい。今回、2キロからの設定にさせていただきたいなというふうに考えております。

- ○会長 よろしいでしょうか。他にはいかがですか。私から、車両の自動車登録簿の 一覧で、8番ですね。1件だけ対物が500万で、基準は超えているんですけど、500万 だと心もとないのかなと思って、心配になったので。これは持ち込みかな。持ち込 みですかね。
- ○杉並移送サービス 他はほとんど無制限、18番に関して2,000万という、さようでございますね。これは調べさせていただきます。
- ○会長 500万だと心もとないのかなという。
- ○杉並移送サービス ええ。今の時勢にそぐわない。私のミスかもしれません。もう一回お調べします。500万ということであれば、しかるべき指導をして。
- ○会長 基準は200万なので超えているので、問題はないんですけれども。 並べて見たときに大丈夫かなという感じが。
- ○杉並移送サービス わかりました。ありがとうございます。
- ○会長 すみません。じゃあ、確認をよろしくお願いします。他にはいかがで しょう か。
- ○会長 特にないようでしたら、杉並移送サービスの協議が調ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、4団体目ですね。社会福祉法人サンフレンズ、団体の方、どうぞ。それでは、事務局から、概要について資料の説明をよろしくお願いします。
- ○事務局 では、資料4-④をご覧ください。団体名が社会福祉法人サンフレンズ。所在地、代表者は記載の通りです。添付資料はA、B、Cの3種類です。登録会員は、9月1日現在、37名で、Dの資料にそちらの内訳がございます。サンフレンズは、上井草園と善福寺の2園ございますので、両面を記載がありますけれども、そちらをご覧ください。使用車両は福祉車両が5台となっておりまして、こちらもEの資料が2園分で、両面の記載となっております。運転協力員は4名おりまして、資料Fのようになっております。損害賠償の措置は任意保険証のほうを事務局で確認いたしました。運送の対価は、サンフレンズはこちら記載の価格で現在やっておられますが、前回の協議の際に、全ての団体が1キロ初乗りに変えたこともありまして、今回、1キロの初乗り料金に改定したいということで、一番最後の部分に料金変更の案がついてございますので、ご確認をお願いいたします。運行管理体制については、G、H、Iの3種類の資料をご確認ください。法令遵守については、Jの資料を確認いただければと思います。収支状況はKの資料になりますが、法人全体のものですので、金額が大きいものになってございます。活動実績に関しましては、Lの資料を確認ください。事務局からは以上になります。

- ○会長 ありがとうございました。法人から何か補足で説明ございますでしょうか。
- ○サンフレンズ 社会福祉法人サンフレンズの菱木と申します。いつもお世話になって おります。移送サービスの料金の変更について別表の変更ですけれども、1キロ未満 200円で、その下の2キロ以降と記載されてますかね、皆さんのお手持ちの。それは 1キロ以降の誤りでございます。その空白の1キロのところが金額が訂正が間に合わ ず、申し訳ありません。実際に、こちらでご承認いただいた後は、この1キロ未満と 1キロ以降の料金の改定にさせていただきたいと思います。前回、介護報酬の改定の 際に、この1キロという形で変更をさせていただくということで、皆様にお話しさせ ていただいて、ご承認いただいたんですが、こちらがそれを失効しておりまして、 更新のこのタイミングで1キロ未満と1キロ以降という形で変えさせていただいてお ります。これは、消費税10%のその分は特に私どもは加味せずに、10%になる前の タクシー料金の大体2分の1ぐらいの金額に設定をさせていただいております。一応、 料金の件に関しては、そういう形になっております。法人全体の事業活動計算書な いし資金収支計算書については、大幅な赤字になっている部分は、本件には関わり ないかもしれないですが、昨年度、デイサービスを2事業所閉鎖しまして、小規模多 機能型居宅介護という新しい事業を、デイサービスを一部そういう形でリフォーム して、新たに今年度、5月から開始しております。なので、それにかかわる工事費用 ないし、あと、閉鎖にかかわる費用を含めて、昨年度、そういう形で持ち出しが多 くなっているという形の一応、内情としてはそういう形でございます。ただ、介護 報酬自体もかなり厳しくなっているので、法人全体の運営が厳しいというのも、あ わせてそれはそういうことなんですけれども。ただ、それをもって、移送サービス 自体に何か今後、料金をここに反映するとか、そういうことは全く考えてございま せんので、一応、それだけつけ加えておきます。一応、うちの特養のご利用者の送 迎、あと病院の受診、そういう形で移送サービスはご提供しておりますので、うち の場合、起点が施設になります。お迎えに行く場合、ご自宅が起点にはなるんです けれども、基本的に、この1キロ未満で実態として余りご利用のケースは少ないんで すけれども、お迎えに行って、そのキロ数分がこちらの持ち出しとなるケースとい うのは、ショートのお迎えに行くところ以外は特にないと思われますので。そうい う形です。以上です。
- ○会長 ありがとうございました。そうしましたら、今、説明がございました社 会福 祉法人サンフレンズにつきまして、質問やご意見ございましたら、出していただきた いと思います。いかがでしょうか。
- ○委員 施設型ですから、自宅から施設へお連れするわけですよね。1回で一人じゃないですよね。多分、相乗りなんかをやるはずでしょうけど。
- ○サンフレンズ そうですね。はい。そういうこともあります。
- ○委員 それについては、相乗りは半分にするとか、そういうことでやっているんですよね。
- ○サンフレンズ 特にそういう対応はしていなくて、そのご利用者のお迎えに行っている距離数で、単純にそれで1往復したというところ、1往復というのかな。そういう形での計算にはなってはいますね。相乗りという形はしていないです、今までも。ただ、大概は高齢者の方が認知症の重度の方が多いので、なるべく相乗りというのはほとんど余りケースとしては少ないです。マン・ツー・マンでお迎えに行ってい

るケースがほとんど多いかと思います。立ち上がっちゃったりとか、結構、ご自宅に2件行くと、運転手一人でやっているので、介護職員をつけていないので、車椅子から転倒しちゃったりというケースがあるので、なるべく一人ずつ迎えに行くようにはしてはおります。ただ、おっしゃるように、相乗りのケースも全くゼロではございません。

- ○委員 一人一人でやるときはいいと思いますけども、レアケースかもしれませんけど、 途中で乗せるとか、寄り道して乗せますよね。そうすると、どういう運賃をいただ くんですか。
- ○サンフレンズ その運賃は、お一人迎えに行って、単純にキロ数を計算をあらかじめ しまして、そのキロ数でいっています。
- ○委員 具体的に10キロもないんでしょうけど、10キロある人がAさんがいて、途中、Bさんを拾って、これが5キロだったというと、10キロと5キロですよね。お二人からそういうふうにもらうんですか。
- ○サンフレンズ そうですね。単純に相乗りという形ではなくて、その人の行って帰ってくる分の距離数をそれぞれにもらっている形にはなります。
- ○委員 行って帰ってくるというか、実車でこれはいただくはずでしょうから。
- ○サンフレンズ そうですね。
- ○委員 帰ってくるという意味がわからないんですけど。
- ○サンフレンズ あらかじめ、ですので、キロ数はグーグルマップとかで計算をして、 このキロ数ですという形で計算は出しています、根拠として。
- ○委員 それは厳密に言うと、よろしいんでしょうか。
- ○委員 それはとり方の問題で、明確にだめと言っているわけではないんですが、ただ、費用負担の問題として、かかる実費は、実費の範囲内というところは原則になるので、そうすると、かかる実費って、例えば二人乗車したら倍になるということはないと思いますので、レアケースというお話だったので、多分、明確な設定がなかったのかもしれませんが、もし複数乗車されるということでしたら、複数乗車用の対価の設定をぜひともしていただきたいと。それで、単純に例えば二人乗る場合は半分である必要は必ずしもないんですが、そこをどのような反映の仕方をしていくかというのを、多分、前の団体さんのほうが複数乗車の規定として料金にちゃんと入っていますので、もし見返してみて、やっているケースがあるのであれば、そこの設定というのは個別にしていただくのがいいかなというところが一つあります。
- ○委員 部分的にはダブル取りになるもんね。
- ○委員 そうですね。多分、同じ運行で同じような運転手さんが往復をしたとしても、 乗る人数によって単純に倍になるというのは、実費の収入の仕方としては違ってく るのかなと。
- ○サンフレンズ なるほど。わかりました。検討させていただいて。

- ○会長 議題1で出ていた昨年度の活動状況だと、相乗りゼロということで出ています ので。一応、そういう料金表はつくっていただいて、ただ、今、お話があったみた いに、ほとんどそういうケースはないということなのかなと思うんですけれども。
- ○サンフレンズ そうですね。なるべくそれは避けたいとは思っています。運転手から やっぱりそれは避けて欲しいと言われているので、介護のプロではないので、やっ ぱり認知症の方とかを複数乗せるのは勘弁して欲しいという意見があるので、どう してもというところで、効率的な面を見て、同じ地域で、同じショートステイだっ たらショートステイの入所日の方の場合は、それで拾っていくケースはあるんです けど。デイと違って、添乗員がいないので、その部分は小型車をなるべく使うよう にはしています。
- ○会長 わかりました。じゃあ、検討してみてください。他にはいか がでしょうか。
- ○委員 細かいんですけど、タクシーとの比較というところで、今回、改正されていると思うんですけど、もともとの根拠になるタクシーの運賃自体が、420円、事業の距離も280ではなくて、233となっていますので、その辺が一応、記載根拠として書かれているんであれば、修正が必要なのかなとか。あと、私も細かくチェックしていないんですけど、その先でいうと、3キロ、4キロ、5キロというときに、正しい数字になっているかというのをチェックしなきゃいけないのかなというところがあるんですけども。
- ○会長 後ろから2枚目の表がということですよね。これがまずタクシー料金が 古い料金でつくってあって。改正後と書いてあるけど、これは改正前ですよね。初乗り 360円だから。多分、2分の1に入っているんだと思うんですけど。
- ○委員 思うんですけど、もともとの数字が違っているので、一応、確認をいただいた ほうがいいのかなと。
- ○会長 資料としては、タクシー料金を新しいものにして、変更後の料金で2分の1入っているかというのを確認しないといけなかったということですね。変更前だと、2キロ以降は288だから、いいですね。
- ○委員 改正後でも、2キロという形で変えられているので、何だろう。比較がなかなかしにくくなっているんですけど、どのみち、288ではないところもありますし。もともとの何でしょう。根拠となるタクシー料金のおおむね半額というところでいうと、数字がちょっとずれるのかなという。
- ○会長 このタクシー料金、1キロ730円というのもおかしいですよね。初乗り410円と 書いてあるので、410じゃないとおかしいですね、1キロね。この表の730。
- ○委員 この表もそうですね。全体的な。
- ○会長 あれ、全然他の見ていなかったけど、大丈夫だったかな。確かに他も400。 10円上がったわけだから、410円で計算しても2分の1に入っていれば問題ないという ことですよね。ただ、資料としては、今出すんであれば、おでかけサービス杉並さ んは420円になっていますね。

- ○委員 事後の部分もスポットを当てていますから、距離が。
- ○会長 もう一度作っていただいて、事務局のほうで確認、念のためしていただくということと、少し様式がばらけてきているので、また検討して、比較表とか統一していただいた方がいいのかもしれないですね。
- ○委員 もう一点、前も言ったけれども、もう皆さん、大体近しい料金体系という形で、 比較的わかりやすかったと思うんですけど、今回、色々と、それぞれもう皆さん、料 金が変わっているので、利用者の方、ある程度会員の方で、他と比較することはない のかもしれないですけれども、わかりにくくなってきているのかなというところが懸 念されるところだと思うんですね。その他料金も色々あるので、結局、比べてみると、 どこがどうなんだというのが我々もよくわからなくなってきているところもあるので。
- ○会長 そうですね。トータルでどうなのかというのがわかりにくくなっちゃっているから、逆にタクシーのほうが余りそういうのはつかないんですよね。迎車ぐらいかな。じゃあ、今の協議でということではないので、多分大丈夫だと思うので、事務局確認の上ということで、いかがでしょうか。よろしいですか。他にはいかがでしょうか。
- ○会長 特にないようでしたら、相乗りとか検討していただくのと、新しい料金の比較表のほうは、一応、事務局のほうで確認してもらえるように、もう一度作っていただくということを条件としまして、サンフレンズの協議は調ったということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○会長 ありがとうございました。 それでは、協議が必要な4件につきまして、 全 て協議が調ったということで、ご協力どうもありがとうございました。議題としまして、その他。事務局のほうから何かございますでしょうか。
- ○事務局 そうしましたら、先ほどもご質問がございました福祉送迎サービス・杉並の事業廃止につきまして、ご報告させていただきたいと思います。前回の協議会でお知らせしておりますけれども、福祉送迎サービス・杉並の代表の長谷川様がご逝去されましたので、その後、団体の事業の継続が困難ということで、5月の団体の総会で解散を決議しております。今後は、12月末で送迎を終了し、令和2年3月末で解散ということになります。この間、外出支援相談センターが中心になりまして、杉並区の移送サービスを考える会というのをつくりまして、利用会員の皆様を他の団体に引き継げるように、調整してまいりました。その現状につきまして、外 出支援相談センターの秋山様からご報告をいただきたいと思います。

○もびーる お世話になっております。外出支援相談センターもびーるの秋山です。 座らせていただきます。今、吉田係長からご説明がありました通り、総会で決議して おりまして、その団体の規模としては、先ほどの杉並移送サービスに次ぐ第2番目に 大きい団体ということで、最初の時点で会員数が222名ということで、かなりの衝撃 を受けて、周りは受けとめております。余裕を持って12月までという形で、その間に どういうふうに進めればいいかということを考えていきまして、全てを福祉有償運送 にという形ではなくて、あくまでもご利用者の方たちのご希望に沿ってということで、 この後は、家族の送迎も何とか工夫してみますとか、タクシーで行きますとか、介護 タクシーの利用を考えておりますとか、いろんなご判断が皆様にありますので、その 辺を利用者意向調査というものを行いまして、その結果、6月の時点で福祉有償運送、 他との併用もありますけれども、福祉有償運送を希望する方、そして、まだ決めかね ているノーアンサーの方が159名、6月の時点でおいでになりました。その後、回を重 ねて、もともと福祉有償運送団体は、3カ月に一回、連絡会というものを開いており ます。それだけでは進捗状況に合いませんので、その間を縫うように、考える会とい うのをこれまで3回開いております。1回目がまずは総会の直後の5月16日。2回目が 6月26日。3回目が8月21日というところで、8月の時点では、128人の方が福祉有償運 送をご希望だということでした。もび一るとしては、福祉有償運送団体でしかできな い運行というのがあるというふうに考えておりまして、それは週に3回とかの透析の 方、それから通勤通学の方というのは、かなり頻度の高い方たちのご負担がとても大 きくなる。そして、それを都度都度、予約をしていくというのはかなり難しい状況で すので、それを包括的に受けていただけるということで、福祉有償運送の方たちに頑 張っていただいていたという傾向がございました。そのことを踏まえて、この整理を、 ご利用者の方たちのマッチングをしていくに当たっても、まずは優先的にその方たち の移動手段は確保していこうという認識のもとで、それから、月に1回、月に3回、そ れから年に数回と、いろいろお人によっては回数もいろいろですので、そのあたりは、 その方たちに合わせた形でマッチングを進めていくという形になります。10月16日に、 福祉有償運送団体の連絡会がありまして、その時点では、そのヘビーユーザーの方た ち37名については、行き先をある程度片がついて、引き受け先をご本人のご希望団体、 行き先のご希望団体とともにすり合わせをしながら、移行の段階に入っております。 あとは、何といっても、供給量が、二つ目に大きな団体が潰れるということですので、 供給量の総量ですかね。総量が減ってしまわないようにということで、今、福祉送迎 サービスで活動されている運行員の方たち、それから、持っていらっしゃる福祉車両、 あるいは運行員が持ち込む持ち込み車両、そのあたりを他の団体に有意義に、有効に 引き継げるようにという調整をこの考える会をもってやってきました。運行員の意向 調査、それから、他の団体で車を受け入れる余裕があるのかとか、それがどのような 条件で整うのかというようなことを、もびーるも一緒に考えてきたところです。あと、 11月20日、それから12月18日にまたこの考える会を開くことが決まっておりまして、 その段階で、最後の調整が、もう今はもび一るが入ってというよりも、個別団体にこ ういう方たちをお願いしたいんだけどという個別調整の段階に入っていますので、そ のあたりをしっかり詰めていっていただけるように見守っている状態というところで す。

- ○会長 議題ではないのですが、今の説明で何か質問やご意見がありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。丁寧に進めていただいているということがよくわかりました。ありがとうございます。引き続きフォローをよろしくお願いします。
- ○事務局 それでは、次に、席上に配付させていただきました「杉並区で見つけて良かったことやモノ」、こちらについてですが、障害者差別解消法を区民にわかりやすく説明したパンフレットにもなっているようです。後ろから2枚目にも乗り物編というところがございまして、ご覧いただければと思います。非常にわかりやすいパンフレットになっております。高橋会長様から補足のご説明があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○委員 これは障害者が杉並区の中で見つけた思いやり、合理的配慮という言い方は余り好きじゃないんですけども、思いやりとか優しい、環境も含めてよかったことを集めて、障害者がこういうことをしてもらうとありがたいということを街中に知らせた

いということで作りました。バス会社とか、タクシー会社の人にも是非このことを広 げていっていただけるとありがたいなというふうに思っていて、バスとか電車なんか については、これから会社のほうにパンフレットを持っていって、各バス会社とか駅 のところに張ってもらって、広げてもらいたいなというふうに思います。タクシーに ついては、これは後ろに書いてありますけども、スライド式になったのが多分よかっ たと思うんです。ドアがあけるよりは。それ以外は、今のところ、ジャパンタクシー、 私も乗ろうかなと思ったんですけど、とてもじゃないけど、拒否されそうで乗ってい ません。乗ろうと試みていませんというのが正しい情報ですかね。いろんなところで、 いろんな人たちが優しさをいっぱい持っているとは思うので、そういう事例を集めて いって、街中に広げていきたいなというのがこのコンセプトで、これから単にこうい う障害者が見つけたものだけじゃなくて、街の人たちが持っている本来的な優しさを 町会とか商店会とか、あるいは学校とか病院とか、そういう施設の中でも、障害を持 っていなくてもやっている、受けている優しい思いやりとか、いっぱいあると思うの で、そういうのを集めていけば、杉並はやっぱりすばらしいなというふうにみんなが 思ってくれて、街おこしにも繋がっていくんじゃないかなと思って、今、杉並区の差 別解消の支援の地域会議というところで、大がかりな運動をやろうかなというふうに 思って、今、準備を始めている段階です。

- ○事務局 ありがとうございました。
- ○委員 昨年度、障害者団体連合会、それから、今回、共用品推進機構の皆さんで、「よかったことやモノ」調査というのをやって、これがまとまったものではあるんですが、これを具体的に区でも広めていきたいということで、まだこれは白黒ではあるんですけど、更にここから少しでもわかりやすくイラストを入れて、私たちにできること色々ありますということで、そういう具体例をイラストに入れたものを作って、配付していきたいなと思っています。この絵、今日お配りしているのは、大人の方用であるので、その他子どもでもわかるようなものも作ったりということで、今、こういうものも合わせて作って、広めていきたいと考えています。今、高橋会長からも、今後、色々な地域で仕掛けというところでのお話もいただいていますけど、今度、「すぎなみフェスタ」とか、またそういうようなイベントなんかでも、パネル展示をしたりとか、こういうものの配布とかしたりということで、進めていきたいと思っていますので、皆さんもご協力いただければと思います。
- ○会長 ありがとうございました。あわせて、いかがでしょうか。何かすごいイラストがいいですね、
- ○委員 すごい優しいイラストになってくれたので。
- ○会長 具体的な区内のいろんな駅とか、そういうのが入っているのがいいですね。もちろん何か内閣府とかでもいろいろ作っていると思うんですけど、やっぱりこういう身近にあの駅でとかというのがわかる内容になっているのがとてもいいなと思いました。何か補足ありますか?
- ○事務局 補足ですが、こちらのQRコードはまだ開設中ということで、今週はまだ見れないということですので、来週以降ですかね、見えるようになるということです。
- ○委員 そうですね。「の一まいらいふ杉並」に多分そのうち載るんですよね。私は、 難しいけど。それは多分、来月ぐらいには載るんですかね。

- ○委員 そうですね。ホームページで同じものが見られるようにということで準備をしています。
- ○会長 ありがとうございました。
- ○事務局 では、次回の運営協議会につきまして、一応、2月頃を予定しております。 長谷川先生が今年の11月から来年の8月末までイギリスへ行かれてしまうということ で、会長不在の場合には、杉並区福祉有償運送の運営協議会設置要綱第4条5項によ りまして、副会長が職務を代理することになっておりますので、2月の際にはよろし くお願いしたいと思います。いない間は、副会長、どうぞよろしくお願いします。
- ○副会長 はい。
- ○会長 議事進行にご協力いただき、どうもありがとうございました。事務局にお戻 しいたします。
- ○事務局 ありがとうございました。それでは、本日の資料ですが、個人情報等もございますので、席上に置いていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

令和元年度 第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

[開 会]

保健福祉部長挨拶 委員•事務局紹介(自己紹介) 会長互選•副会長指名

[議 題]

- 1 杉並区の福祉有償運送の必要性について (事務局)
 - ・杉並区における移動困難者の状況について 資料3
 - 平成30年度 福祉有償運送活動状況報告 資料5
- 2 福祉有償運送事業者登録更新協議について(特定非営利活動法人 ポプラの会)
 - 事業者概要 資料4-1 (事務局)
 - 補足説明 質疑応答
- 3 福祉有償運送事業者登録更新協議について(特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並)
 - 事業者概要 資料4-2 (事務局)
 - 補足説明 質疑応答
- 4 福祉有償運送事業者登録更新協議について(特定非営利活動法人 杉並移送サービス)
 - 事業者概要 資料4一③(事務局)
 - 補足説明 質疑応答
- 5 福祉有償運送事業者登録更新協議について(社会福祉法人 サンフレンズ)
 - 事業者概要 資料4—④(事務局)
 - 補足説明 質疑応答

[その他]

[資料]

- 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿(平成31年4月1日付)
- 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱
- 資料3 杉並区における移動困難者の状況
- 資料4 登録更新団体資料
 - ① 特定非営利活動法人 ポプラの会
 - ② 特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並
 - ③ 特定非営利活動法人 杉並移送サービス
 - ④ 社会福祉法人 サンフレンズ
- 資料5 30年度福祉有償運送活動実績

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成31年4月1日現在)

役職	氏名	所属等
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 取締役副社長
委員	河合 義人	保健福祉部障害者施策課長
委員	白井 教之	保健福祉部管理課長
委員	杉山 錬秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	直井 幸男	全国自動車交通労働組合連合会 書記長
委員	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 社会福祉学 教授
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	堀川 直美	保健福祉部高齢者施策課長
委員	掘越 千秋	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	森永 理恵	居宅介護支援事業所 せらび荻窪 管理者
委員	山川 浩	都市整備部交通施策担当課長

五十音順・敬称略 下線は新委員

(任期:令和3年3月31日まで)

杉並区における移動困難者の状況

~福祉有償運送の必要性について~

1 移動困難者数の推計(移動サービスの需要)

平成30年度末の移動困難者数について、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行ったところ、移動困難者の推計値は32,736人で、総人口に占める割合は5.7%であった。 平成28年度、29年度と比較すると、移動困難者は増加傾向にあることが分かる。

		T ## + ## 1# 1	LI	
	30年度移動国	払難者 数推詞	 	
	福祉車両を必要とする人	セダン車で	きも可の人	移動困難者(合計)
	要介護3以上	要支援・要介護	美 1·2	
介護認定者数	(施設入所者を除く)			
	5,440人		17,042人	22,482人
身体障害者 (65歳未満)	肢体不自由·内部障害 1~3級	肢体不自由·内 1~3級以外 視覚障害等	可部障害	
	2,677人		1,362人	4,039人
		愛の手帳所持	者	
知的障害者		(施設入所者を		
			2,316人	2,316人
精神障害者		精神保健福祉· 1~3級	手帳	
			3,899人	3,899人
合 計	8,117人		24,619人	32,736人
(総人口に占める割合)	1.4%		4.3%	5.79
(参考 29年度))			
合 計	8,071人		24,681人	32,752 <i>)</i>
(総人口に占める割合)	1.4%	Ď	4.4%	5.8
(参考 28年度))			
合 計	7,926 人	23,765 人		31,691 人
(総人口に占める割合)	1.4%		4.2%	5.6%

2 移動サービス供給量の推計

平成30年度の区内の移動サービスの総供給量に占める割合は、福祉車両を中心とした個別輸送が13.4%、福祉有償運送が14.9%、福祉タクシー券を利用した輸送が71.7%となっている。供給量の7割近くが福祉タクシー券の利用を占めており、残りの3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。

福祉有償運送の供給量はこの 3 年減少傾向であるが、福祉タクシー券の利用が伸びているため全体の供給量は増加している。

移	助サ	ービス供給量							
					30年度	(参考)	29年度	(参考)28年度
種別	No.	輸送の種類	供給量(件)	総供給量に 占める割合	備考	供給量(件)	総供給量に 占める割合	供給量(件)	総供給量に 占める割合
福 祉 車	1	福祉ハイヤー	372	0.2%	H30年度、外出支援相談センターにおいて 実施した「移動サービス供給量調査結果」 より。	1,188	0.6%	1,188	0.6%
両 を 中	2	患者等輸送限定	15.844	7.5%	H30年度 車いす券 15,289件	15.290	7.5%	14.572	7.0%
サ 心 と	۷.	(介護タクシー)	13,044	7.3%	H30年度 ストレッチャー券 555件	13,290	7.5%	14,572	7.0%
した個別	3	患者等輸送限定 (訪問介護事業者)	12,120	5.7%	H30年度、外出支援相談センターにおいて 実施した「移動サービス供給量調査結果」 より。	11,820	5.8%	11,820	5.7%
輸送		小計	28,336	13.4%		28,298	13.8%	27,580	13.3%
福祉		福祉有償運送 (地域型)	29,795	14.1%	※H30年度 5団体分 (一部セダン車を含む)の実績	31,054	15.1%	32,300	15.5%
祉有償運送	4	福祉有償運送 (施設型)	1,869	0.9%	※H30年度 3団体分 (一部セダン車を含む)の実績	775	0.4%	1,387	0.7%
		小計	31,664	14.9%		31,829	15.5%	33,687	16.2%
よる輸送 福祉タク		法4条•一般乗用			※福祉タクシー券利用状況から 1回2,000円と想定して推計 (H30年度)		_		
サシー	⑤	一般タクシー	151,835	71.7%	·延受給者 6,576人	144,970	70.7%	146,840	70.6%
ビ券 スに					·支払額3億367万円 (一人平均 4.36 万円利用)				
	整	供給量	211,835			205,097		208,107	

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者1人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約6.5回となる。1回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出はおおよそ3回と推測できる。

今後も増加が見込まれる移動困難者の外出機会を増やすためには、民間タクシー事業者 や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給の充実が求められる。

	サービス供給量(回) (A)	移動困難者(人) (B)	利用回数 (A) ÷ (B)
平成 28 年度	208, 107	31, 691	6. 5
平成 29 年度	205, 097	32, 752	6. 3
平成 30 年度	211, 835	32, 736	6. 5

No.		項目	団 体 の 状 態	添付資料				
	運	団 体 名	特定非営利活動法人 杉並ポプラの会	A (様式第2-2号)	B定款			
1	送主体	所 在 地	白宠田右隐族灾遇洋		役員名簿 C 登記事項証明			
		代 表 者	代表 秋田 豊					
2	運送	の対象	登録会員 46人 (令和 元年 9月30日現在)	D 旅客の名簿 (参考様式イ号) 身体状況・態様ごとの会員数				
3	運送	の形態	発着のいずれかは杉並区内	(様式第2-2号)				
		福祉車両	2 台		E 自動車登録簿			
4	使用	セダン型車両	1 台		※車検証(写)、任意保険書(写) (事務局確認済)			
+	車両	使用権原			(광初이미EOW/A)			
		運転協力員人数	3人		(参考様式第二号)			
5	運転	普通第二種免許所持者数	0人	F (様式第4号) 運転者就任承諾書兼就任予定運転 者名簿	免許証(事務局確認済) (参考様式第ホ号)			
	者 交通事故その他道路 交通法違反に係る履 歴		新規運転協力員については、運転記録 証明書による履歴の確認(3年間)	白石溥	運転者講習修了証(事務局確認済)			
6	損害	賠償措置	対人:8,000万以上 対物:200万以上		任意保険証(写) (事務局確認済)			
7	7 運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 1Km未満 ¥200 以降 1Km毎¥170 加算 迎車料 1回 ¥300 複数乗車(2名)の場合 ¥300の各1/2 乗降介助料 片道1回 ¥200 複数乗車(2名)の場合 各¥200 軽介助料 ¥250/15分 以降15分毎¥250 加算 当日キャンセル料 ¥650					
		運行管理	G (様式第5号) 運行管理の責任者					
	運行) 医压	H (様式第6号) 運行管理の体制等		I 車両運行規定			
8	管理	車両の整備管理	(参考様式第ハ号) 安全な運転のための (参考様式第二号) 乗務記録)惟総表				
	体制	事故時の対応	(参考様式第ト号) 事故の記録					
		苦情処理の対応 (参考様式第チ号) 苦情処理簿						
9	法令	遵守	J(様式第3号) 宣誓書 のとおり		欠格事項に該当しない旨の宣誓			
		収支状況	K 前年度決算書・現年度予算書					
		活動実績	L 活動実績報告書					
10	その	車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「 号」を記載した標章を見やすいように表	有償運送車両」の文字、「登録番 示する。				
	他	自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲 ・登録証の写しを自動車内に常備する。					
		利用料金比較表	タクシーとの比較					

^{*}団体関係資料は協議後に回収させていただきます。 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

No.		項目	団 体 の 状 態	添付資料				
	運	団 体 名	NPO法人 おでかけサービス杉並	A (様式第2-2号)	B 定款			
1	送主体	所 在 地	杉並区荻窪5-18-11 サニーシティ荻窪103	自家用有償旅客運送 更新登録の申請書	役員名簿 C 登記事項証明			
		代 表 者	理事長 樋口 蓉子					
2	運送	の対象	登録会員 243 人 (令和 元年8月31日現在)	D 旅客の名簿 (参考様式イ号) 身体状況・態様ごとの会員数				
3	運送	の形態	発着のいずれかは杉並区内	(様式第2-2号)				
	Ĥ	福祉車両	6台		E 自動車登録簿			
4	使用	セダン型車両	9台		※車検証(写)、任意保険書(写) (事務局確認済)			
	車両	使用権原			(5 33 5 2 2 3 3 7)			
		運転協力員人数	16人		(参考様式第二号)			
5	運転	普通第二種免許所持者数	3人	F (様式第4号) 運転者就任承諾書兼就任予定運	免許証(事務局確認済) (参考様式第亦号)			
	者	交通事故その他道路 交通法違反に係る履 歴	新規運転協力員については、運転記録 証明書による履歴の確認(3年間)	転者名簿	運転者講習修了証(事務局確認済)			
6	損害	賠償措置	対人:8,000万以上 対物:200万以上		任意保険証(写) (事務局確認済)			
7	運送	の対価	【利用者負担額】 初乗り 1Km ¥200 以降1Km毎¥168加算 迎車料 ¥309 乗降介助料 ¥206 軽介助料 ¥257/15分 待機料金 30分毎に¥309 当日キャンセル料 ¥650					
	運	運行管理	G (様式第5号) 運行管理の責任者 H (様式第6号) 運行管理の体制等	<u>.</u>	車両運行規定			
8	行管理	車両の整備管理	(参考様式第口号) 安全な運転のため (参考様式第八号) 乗務記録					
	体制	事故時の対応	(参考様式第ト号) 事故の記録					
		苦情処理の対応	(参考様式第チ号) 苦情処理簿					
9	法令	遵守	J(様式第3号) 宣誓書 のとおり		欠格事項に該当しない旨の宣誓			
		収支状況	K 前年度決算書・現年度予算書					
		活動実績	L 活動実績報告書					
10	その	車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「 号」を記載した標章を見やすいように表	有償運送車両」の文字、「登録番 示する。				
	他	自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲 ・登録証の写しを自動車内に常備する。					
		利用料金比較表	・タクシーとの比較・移送サービスの料金変更について					

^{*}団体関係資料は協議後に回収させていただきます。 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

No.		項	Ħ		団体名	添	付資料			
	運	J	体	名	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	A(様式第2-2号)	B 定款			
1	送主体	所	在	地	東京都杉並区阿佐谷南2-22-17	日本 (根式第2-2号) 自家用有償旅客運送 更新登録の申請書	役員名簿 C 登記事項証明			
	14	代	表	者	理事長若宮恒徳					
2	運送	運送の対象			登録会員 258 人 (令和 元年9月30日現在)	D 旅客の名簿 (参考様式イ号) 身体状況等、態様ごとの会員数				
3	運送	の形態			発着のいずれかは杉並区内	(様式第2-2号)				
	/ ±	福祉車	面		8台		E 自動車登録簿			
4	使用	セダン	型車	両	12台		※車検証(写)、任意保険書(写) (事務局確認済)			
	車両	使用権	原				(5 33)-51266777			
		運転協	力員	人数	19人		(参考様式第二号)			
5	±∆ ≠	□ 普通第二種免許所持者数 □ 3人		3人	F (様式第4号) 運転者就任承諾書兼就任予定運 転者名簿	運転免許証(事務局確認済) (参考様式第木号)				
	В	交通事で 路交通 る履歴	放その 法違原	の他道気に係	新規運転協力員については、運転記録 証明書による履歴の確認(3年間)	±4 ⊖ □ / -	運転者講習修了証(事務局確認済)			
6	5 損害賠償措置				对人:8,000万以上 对物:200万以上		任意保険証(写) (事務局確認済)			
7	運送	:の対価			【利用者負担額】 初乗り 1Km ¥185 以降 1Km毎に¥154 迎車料 ¥309 乗降介助料 ¥206 軽介助料 ¥250/15分 当日キャンセル料 なし					
	運	運行管	理		G (様式第5号) 運行管理の責任者 H (様式第6号) 運行管理の体制等		I 車両運行規定			
8	行 管 理	車両の	整備	管理	(参考様式第口号) 安全な運転のため (参考様式第八号) 乗務記録	の確認表				
	体制	事故時	の対	心	(参考様式第へ号) 事故の記録					
		苦情処	理の	対応	(参考様式第卜号) 苦情処理簿					
9	法令	遵守			J(様式第3号) 宣誓書 のとおり		欠格事項に該当しない旨の宣誓			
		収支状	:況		K 前年度決算書・現年度予算書					
		活動実	績		L 活動実績報告書					
10	その	車両の	表示		自動車の両側面に「運送者の名称」、「 号」を記載した標章を見やすいように表					
	他	自動車	内の	掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲 ・登録証の写しを自動車内に常備する。					
		利用料	金比	較表	タクシーとの比較移送サービスの料金変更について					

^{*}団体関係資料は協議後に回収させていただきます。 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

No.		項目	団 体 の 状 態	添	付資料	
1	運送主	団 体 名 所 在 地	社会福祉法人 サンフレンズ 東京都杉並区上井草三丁目33番10 号	A (様式第2-2号) 自家用有償旅客運送 更新登録の申請書	B 定款 役員名簿 C 登記事項証明	
	体	代 表 者	理事長 土屋俊彦	2.07 ± 30.07 † 10.18		
2	運送	色の対象	登録会員 37人 (令和 元年 9月 1日現在) D 旅客の名簿 (参考様 身体状況・態様ごとの会			
3	運送	色の形態	発着のいずれかは杉並区内	(様式第2-2号)		
4	使用書	福祉車両 セダン型車両	5 台 O台		E 自動車登録簿 ※車検証(写)、任意保険書(写) (事務局確認済)	
	車両	使用権原				
	運	運転協力員人数	4 人	F (様式第4号)	(参考様式第二号)	
5	転者	普通第二種免許所持者数 	O 人 新規運転協力員については、運転記録	運転者就任承諾書兼就任予定運 転者名簿	免許証(事務局確認済) (参考様式第木号) 運転者講習修了証(事務局確認済)	
		通法違反に係る履歴	証明書による履歴の確認(3年間)			
6	損害	熊僧措置	対人: 8,000万以上 対物: 200万以上		任意保険証(写) (事務局確認済)	
7	運送	色の対価	【利用者負担額】 初乗り 2Km未満 ¥360 以降 288m毎¥45加算			
	運行	運行管理	日 (様式第6号) 運行管理の体制等			
8	管理体	車両の整備管理	(参考様式第口号) 安全な運転のため (参考様式第八号) 乗務記録	の推認表		
		事故時の対応	(参考様式第ト号) 事故の記録			
		苦情処理の対応	(参考様式第チ号) 苦情処理簿			
9	法令	道守	J(様式第3号) 宣誓書 のとおり		欠格事項に該当しない旨の宣誓	
		収支状況	K 前年度決算書·現年度予算書			
		活動実績	L 活動実績報告書			
10	その。	車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「 号」を記載した標章を見やすいように表			
	他	自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲 ・登録証の写しを自動車内に常備する。			
		利用料金比較表	・タクシーとの比較・移送サービスの料金変更について			

^{*}団体関係資料は協議後に回収させていただきます。 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分なご注意をお願いします。

平成30年度 福祉有償運送活動状況

			特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人		社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人		
	項	B	おでかけサービス 杉並	杉並移送サービス	福祉送迎サービス 杉並	杉並ポプラの会	一期の会	地域型小計	杉樹会 (※)	いたるセンター	サンフレンズ	施設型小計	総計
		総数(人)	243	263	222	60	18	806	99	580	43	722	1528
利用	登録会員	うち区民(人)	241	247	220	60	18	786	98	541	43	682	1468
	立峽云貝	うち区民以外(人)	2	16	2	0	0	20	1	39	0	40	60
利用会員の		区民率(%)	99.2	93.9	99.1	100.0	100.0	97.5%	99.0	93.3	100.0	94.5%	96.1%
· 状 況		要支援•要介護(人)	165	206	95	33	13	512	97	0	43	140	652
	移動制約者等 の内訳	障害者手帳所持者(人)	61	57	108	21	4	251	2	580	0	582	833
		その他(人)	17	0	19	6	1	43	0	0	0	0	43
温	伝協力員の状況	総数(人)	20	18	15	6	5	64	18	4	5	27	91
	4 m/J A 604/V/V	うち2種免取得者(人)	5	3	1	0	0	9	3	0	0	3	12
	稼働	日数(日)	361	365	363	329	272	1690	267	236	59	562	2,252
		総数(回)	5,453	13,503	8,056	1,879	904	29,795	1,009	749	111	1,869	31,664
活	運送回数	うち2名相乗り(回)	247	О	54	0	60	361	0	107	0	107	468
動		うち3名相乗り(回)	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	17
実	運送	人)員人	5,700	13,503	8,110	390	966	28,669	1,009	890	111	2,010	30,679
績	運送の対価(円) その他の対価(円) 走行キロ(Km)		6,974,428	12,002,993	9,373,916	1,587,870	914,610	30,853,817	481,230	455,150	54,302	990,682	31,844,499
			3,297,256	7,254,130	4,331,300	1,100,750	787,450	16,770,886	363,700	0	0	363,700	17,134,586
			38,515	72,525	48,217	8,185.8	4,879	172,322	5,083	7,639	288.9	13,011	185,333
	事故発生	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要望受付	 件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※杉樹会は地域型としても活動している。